

大阪府受動喫煙防止条例(案)の概要

1. 趣旨

- 府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりをすすめる
- 万博開催の2025年を目指し、国際都市として、全国に先駆けた受動喫煙防止対策をすすめる

2. 義務及び責務 ※2019年7月施行

- (1) 府の責務**
 ・受動喫煙の防止に向けた環境整備等、総合的な施策の推進
 ・改正健康増進法及び条例の周知、理解促進
 ・公民連携による取り組みの推進
- (2) 府民等の責務**
 ・他人に望まない受動喫煙を生じさせることがないように努める
- (3) 保護者の責務**
 ・監護する者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努める
- (4) 関係者の協力**
 ・府、市町村その他の関係者は相互に連携を図りながら協力するよう努める
- (5) 管理権原者の主な義務及び責務**
 ・望まない受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努める
- など

3. 条例の対象範囲

府内全域 (政令指定都市、中核市を含む)

4. 第一種施設(敷地内禁煙)における取り組み ※2020年4月施行

➤ 敷地内全面禁煙(特定屋外喫煙場所を設置しないこと)に努める(努力義務) [2020.4~]

第一種施設	改正法(2019年7月施行)	府独自の取り組み(条例)(2020年4月施行)
受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者(20歳未満の者、患者、妊婦)が主たる利用者である施設 学校(学校、幼稚園等) 病院、診療所、助産所 児童福祉施設(保育所、児童養護施設等) その他(介護老人保健施設、認定こども園等) 行政機関の庁舎	禁煙(敷地内禁煙) ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる イメージ 	禁煙(敷地内 全面 禁煙: 努力義務) ※ 特定屋外喫煙場所を設置 しない こと ★例外措置 禁煙(敷地内禁煙) ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる (例) 精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設など、利用者への一定の配慮が必要な施設

特定屋外喫煙場所: 第一種施設の屋外の場所の一部のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所

5. 第二種施設における取り組み ※努力義務: 2022年4月施行、罰則部分: 2025年4月施行

➤ 原則屋内禁煙(喫煙専用室設置可。喫煙可能部分へ20歳未満の者を立ち入らせてはならない) [法: 2020.4~]
 (経過措置: 客席面積100㎡以下かつ個人又は資本金等5000万円以下の店舗は、禁煙・喫煙を選択可)

- 【改正法の第二種施設のうち、既存特定飲食提供施設にかかる府独自の取り組み】**
- 従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努める(努力義務) [2022.4~]
 - 改正法で経過措置対象としている客席面積100㎡以下の飲食店のうち、30㎡を超える飲食店は、原則屋内禁煙(罰則あり) ※喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の設置可 [2025.4~]
 - 客席面積が30㎡以下の飲食店は、改正法と同様に、喫煙が禁煙の選択可(経過措置) [2025.4~]

改正法 全面施行: 2020年4月	府「受動喫煙防止対策の基本的考え方」 全面施行: 2025年4月
第二種施設 多数の者が利用する施設(第一種施設を除く) (例) 事務所、旅館(客室を除く)、飲食店等 原則屋内禁煙(喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙(喫煙専用室設置可) 法: 2020年4月施行 「従業員が勤務する飲食店への努力義務についても、十分な準備期間をもうけるべき」とのパブコメ、団体要望の意見を受け、施行日を変更 【2020年4月→2022年4月】 2022年4月施行 従業員を雇用する施設 屋内禁煙に努める(努力義務)
経過措置 既存特定飲食提供施設 ・客席面積100㎡以下 ・個人又は資本金等5000万円以下の店舗 禁煙・喫煙を選択可	経過措置 府既存特定飲食提供施設 客席面積 30㎡ 以下の店舗 禁煙・喫煙を選択可 2025年4月施行

6. 喫煙目的施設の要件 ※改正健康増進法と同様の扱い

- 公衆喫煙所
- 喫煙を主目的とするバー、スナック等
 たばこの対面販売(出張販売を含む)をしており、客に飲食させる営業(「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く)を行うもの
- 店内で喫煙可能なたばこ販売店

7. 加熱式たばこの扱い ※改正健康増進法と同様の扱い

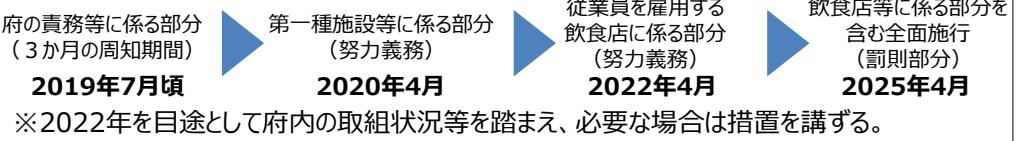
➤ 改正健康増進法と同様に、加熱式たばこ専用喫煙室(飲食等も可)での喫煙可

	喫煙専用室	加熱式たばこ専用の喫煙室
設置できる施設	第二種施設(原則屋内禁煙となる施設)	
場所	屋内の「一部」	
必要となる措置	室外への煙の流出防止措置	
紙巻きたばこ	○	×
加熱式たばこ	○	○
室内での喫煙以外の行為(飲食等)	×	○
20歳未満の者の入室	×	×

8. 罰則

条例による規制の違反にあたっては、5万円以下の過料を設定

9. 施行時期(段階的に施行)



改正法と条例(案)の比較及び環境整備等に関する取り組み

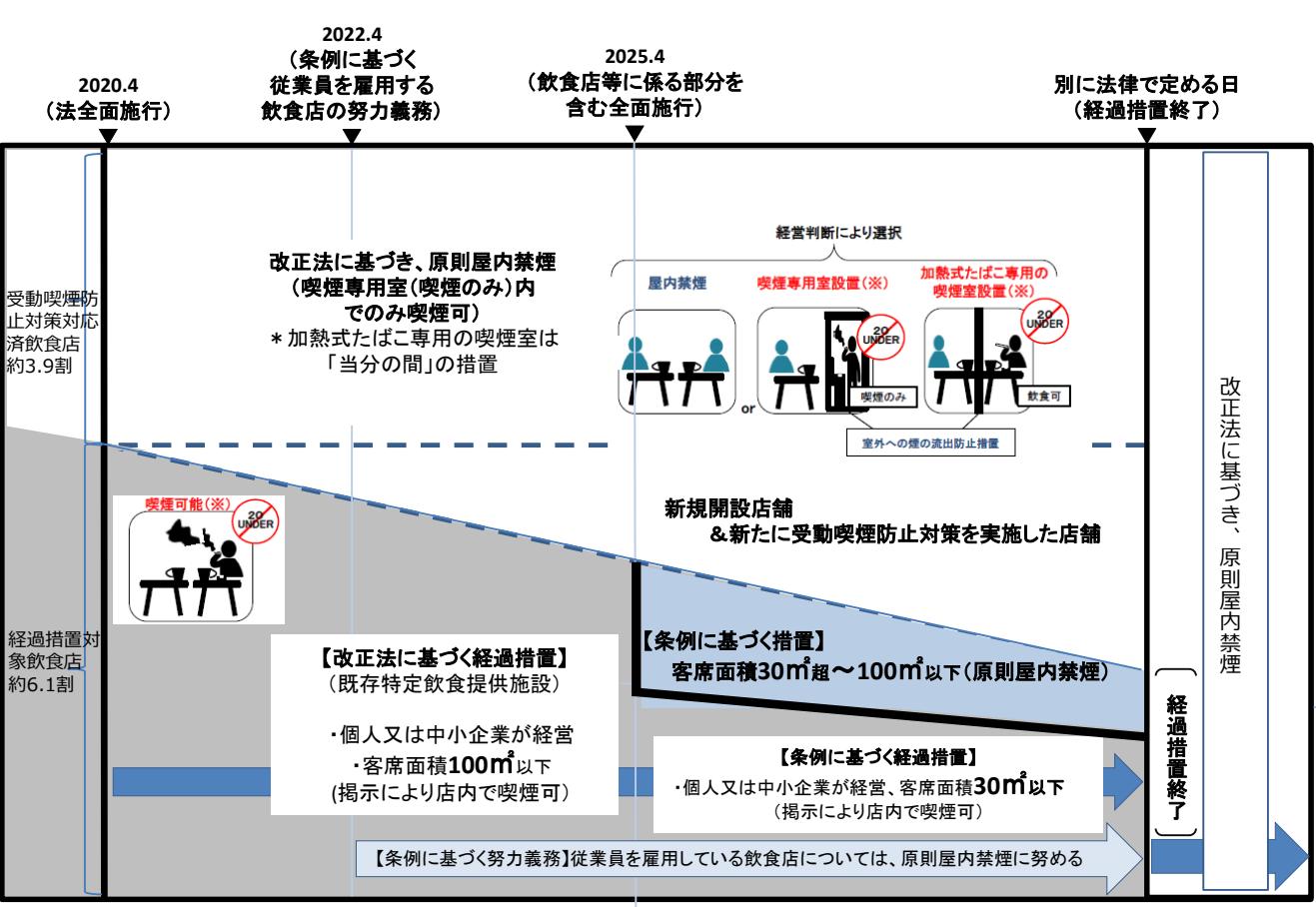
■ これまでの経緯

- ◆国の動き
 - 平成30年 7月 健康増進法の一部を改正する法律 公布
- ◆大阪府の動き
 - 平成30年 9月 大阪府受動喫煙防止対策懇話会 設置 (12月までに5回開催)
 - 平成30年12月 大阪府子ども受動喫煙防止条例 公布・施行
 - 平成31年 1月 大阪府受動喫煙防止対策条例の制定に向けた基本的考え方 公表、パブリックコメント 実施 (~2月8日)
- ◆関係団体等からの意見聴取
 - <懇話会での関係団体からの意見聴取：9団体>
 - 飲食旅館関係団体(組合員数約5,600事業者)、外食産業関係団体(会員約500社)、たばこ事業関係団体、医療関係団体、旅行・観光関係団体、患者団体、消費者団体 等
 - <関係団体等からの書面による意見聴取：10団体>
 - 上記のほか、遊戯関係団体、理容関係団体 等
 - <保健所による飲食店に対するヒアリング：610件>
 - 大阪府内の18保健所(政令・中核市含む)が管内飲食店を調査
 - <府内私立学校に対するアンケート調査(書面)：170校>
 - 府内私立学校187校に照会
- ◆府内飲食店に対する実態調査
 - (調査期間) 平成30年9月から11月
 - (回答件数) 1,258件
 - ※97,843店舗より、10,000店舗を無作為抽出

〔府内飲食店における客席面積の割合〕

~30m ²	47%
30~50m ²	29%
50~100m ²	17%
100m ² ~	7%

■ 府内飲食店の喫煙状況の変化



<参考> 喫煙目的施設(公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー、スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店)については、施設内で喫煙可能(※改正健康増進法と同様の扱い)

■ 経過措置の対象となる飲食店の割合(国と府推計の比較)(2020年推計値)

	国の推計		実態調査を踏まえた府の推計			
	【客席面積100m ² 以下】 客席面積100m ² 以下 【約8割強】	100m ² 超 【約2割弱】	【客席面積100m ² 以下】 客席面積100m ² 以下 【約9.3割】	100m ² 超 【約0.7割】	【客席面積30m ² 以下】 客席面積30m ² 以下 【約4.6割】	30m ² 超 【約5.4割】
大企業(既存) [約1割弱]	受動喫煙防止対策を実施していない<約7割強>	<約3割弱>	受動喫煙防止対策を実施していない<約7.5割強>	<約2.5割弱>		
中小企業や個人事業主(既存) [約9割強]	措置の対象となる店舗は、全飲食店の約5.5割	既に受動喫煙防止対策(禁煙または喫煙場所設置)を実施している	措置の対象となる店舗は、全飲食店の約6.1割	既に受動喫煙防止対策(禁煙または喫煙場所設置)を実施している	措置の対象となる店舗は、全飲食店の約3.2割	既に受動喫煙防止対策(禁煙または喫煙場所設置)を実施している
	国の推計に比べて措置の対象となる店舗数が多い		さらに、面積を30m ² 以下とすることで、対象となる店舗数が約3.2割まで減少する			

■ 環境整備等に関する取り組み(例)

- I 受動喫煙防止に向けた環境整備
 - 府独自の規制対象となる飲食店における受動喫煙防止対策を進めるため、既存の国庫補助制度の活用支援策や個別飲食店に対する具体的な支援策などを検討する
 - 公衆喫煙所やビル等における共用喫煙室などの整備を進めるため、市町村、事業者等からなる検討会を設置し、それぞれの役割分担を図りつつ、具体的な整備促進策の検討を進める
- II 改正法及び条例の周知、理解促進
 - 市町村や事業者等と連携し、広報紙等による周知、セミナーの開催等による受動喫煙に対する理解促進を図り、受動喫煙防止に向けた気運を醸成する